

通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズのある子どもたちが、もっている力を十分に発揮するために

個への視点

合理的配慮

発達障がい等があり、集団の授業に参加する上で特別な教育的ニーズのある子どもたちへの合理的配慮の例を示しました。
その子がどんな困難さを感じているかを把握し、その子に合った合理的配慮が提供されれば、その子は授業で力を発揮することができ、日々の学校生活の中で自己肯定感を高めていくことができると考えます。

◇教師や友達に自分の考えや思いを話すことが困難なAさんに

⇒ 教師がAさんの話したい気持ちを受け止め「～ということかな」と補う、発言の仕方や話し合いの仕方をまとめたカードを用意する、小グループでの話し合いの場を設定するなどの工夫を段階的にしていきます。その結果、言葉での自己表現に意欲的になることが期待できます。

◇注意されることが多く、自信を失いがちなBさんに

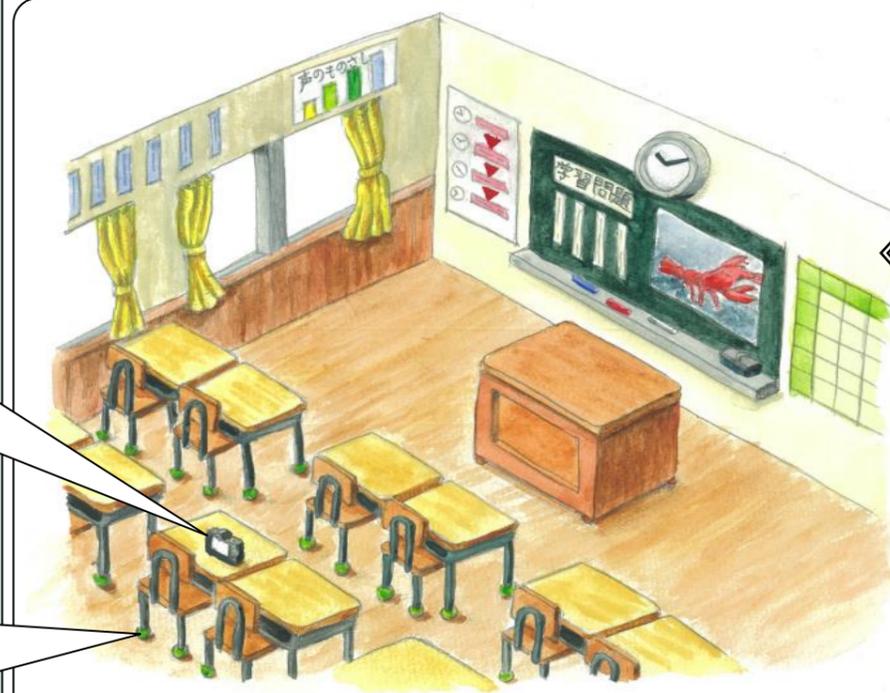
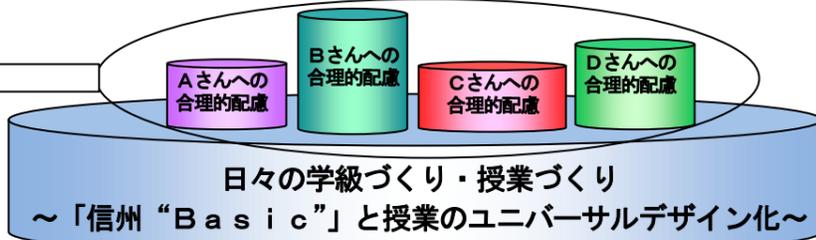
⇒ 友達同士が認め合う場の設定を行い、よい面を認め合えるような受容的な学級づくりを進めます。その結果、Bさんの自己肯定感の高まりが期待できます。

◇黒板の字を書き写すことが苦手なCさんに

⇒ デジカメ等で黒板を撮影し書き写さなくてもよい状況をつくることにより、教師の説明や友達の発言を聞くことに集中できます。その結果、授業がよく分かり理解が進むことが期待できます。

◇聴覚過敏があり不安定なDさんに

⇒ Dさんにとって不快な音が出ないように机・イスの脚にテニスボールを付けることにより、安心して授業に参加することができます。その結果、学習意欲が高まることを期待できます。



集団への視点

「信州“Basic”」と授業のユニバーサルデザイン化

合理的配慮を効率的に行うための土台となるのが、全ての子どもにとって分かりやすい授業づくり（授業ユニバーサルデザイン化）です。「信州“Basic”」と授業のユニバーサルデザイン化は、特別支援教育の観点から見たときに、大切にしたいポイントが共通しています。

- ◎ 学び合える雰囲気のある学級づくり
→ 子どもたちの「できた」を認め合うとともに、子どもたちの「分からない」「困った」という声に耳を傾ける教師がいることにより、安心して意思表示のできる子どもが育ち、授業が活性化し、学び合う雰囲気が生まれます。
- ◎ 「ねらいを明確に」
→ 学習問題を明確にして、子どもたちが、授業のめあてや学習の見通しをもって取り組めるようにしましょう。
- ◎ 「めりはりをつけて」
→ 具体物や視聴覚機器の活用により、五感を使って学習できるように工夫しましょう。
- ◎ 「ねらいの達成を見とどけて」
→ 学習カードの工夫等により、子どもができたことを認めていきましょう。
- ◎ 板書計画
→ 分かりやすさに配慮しましょう。

学習問題	追 究	ま と め
.....	Aさん
.....	Bさん



その子の姿から教育的ニーズを把握して、合理的配慮や授業のユニバーサルデザイン化を踏まえ、授業づくりを行った事例を紹介します。

①【Aさんの実態（作文に関して）】

- ・書き始めるまでに時間がかかる。
- ・文章はいつも同じパターンで2、3行。
- ・作文の授業は苦手。できれば書きたくない。

書くことが思い浮かばないのかな？ (担任の とらえ)

②【ある日の姿】

- ・遠足の写真を見て、教師に語り始めるAさん。「先生あのね・・・(出来事) (感想) (説明)・・・」

伝えたいことは、たくさんあったんだ。(担任の気づき)

③【Aさんの教育的ニーズ】

- ・思いを作文でも表現したい。
- ・思い出すきっかけがほしい。
- ・頭に浮かんだことを、整理したり、選択したりする方法を知りたい。

④【Aさんの支援仮説】

※こんな支援があれば・・・

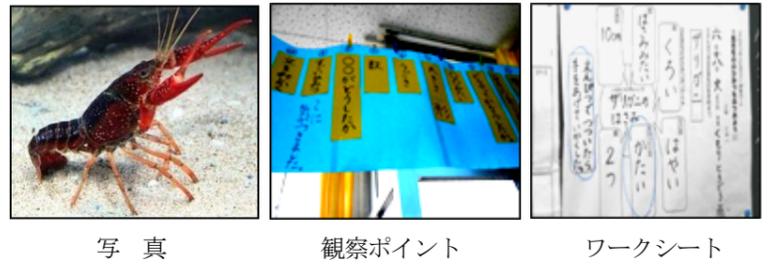
- ・内容の整理、選択につながるワークシート
- ・静止画像 ・個別の声掛け
- ・やり方の演示

【教員間の連携による子ども理解・教育的ニーズの把握など】
※特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、学年会、研究主任などによる教員間の連携が担任を支える。

【保護者との合意形成】
※連絡帳や口頭で、姿・推察したニーズ等を伝えるとともに、配慮の内容を共通理解する。

そういえば、家庭でも...

⑤【Aさんが、作文の授業に参加するための配慮】
小2国語 単元名「かんさつ名人」～生きもののひみつあつめ～
(授業の概要) 観察したい生き物を決めて実物を観察し、様子や気づいたことを文章に書く。



- ◆写真の提示
- ◆観察ポイントの掲示
- ◆ワークシート
- ◆机間支援の個別の声掛け「特に心に残ったことを3つ教えて」

⑥【作文の完成】

写真を見ながら、ワークシートに、気づいたことをどんどん書き込むAさん。
担任と相談し、書くことを3つ選んで作文を書きあげました。

まとめ 「合理的配慮を考えたときのポイント」

- ◇ その子が、みんなと共に学習をするときに、自分のもつ力を一杯発揮できる状況を考えます。(みんなと同じスタートラインにたつための配慮と考えます)
- ◇ 本人・保護者と合意形成を図った合理的配慮については、その内容と根拠(なぜその配慮か)を文章に記すとともに、必要に応じて変更・調整を行い、引き継いでいきます。(例：個別の指導計画・個別の教育支援計画に記述)

Q1 本人・保護者から意思の表明のあった個別の配慮については、全て提供しなければなりませんか？

A1 そうではありません。個別の配慮の提供にあたっては、過重な負担に当たると判断される場合は、提供が難しいこともあります。その場合でも、学校として、提供可能な合理的配慮について、合意形成を図っていくことが大切です。



Q2 合理的配慮の必要な子どもが学習しやすい環境づくり・授業づくりのポイントは、何ですか？

A2 まず、その子どもたちがどのような困難さを感じているかを整理すること。その上で、集団の視点から、授業のユニバーサルデザイン化に取り組み、授業改善していくこと。更にその上で、個別に必要な配慮を行うこと。この三つがポイントです。



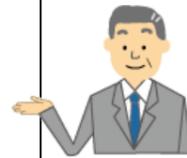
Q3 合理的配慮についてもっと詳しく知りたいのですが、どうしたらよいですか？

A3 国立特別支援教育総合研究所のホームページに掲載されているインクルーシブ教育システム構築支援データベース（以下「データベース」という。）には、合理的配慮の実践事例が紹介されています。〔参考2 1〕

全ての子どもにとって分かりやすい授業づくりを進めていく中で、合理的配慮の必要な子どもたちに、集団指導の中で一定の配慮ができるのですね。



〇〇先生や◇◇先生の授業は、合理的配慮の観点からみても、大変参考になるな。先生方の取組を参考に、全校で合理的配慮について、学び合っていこう。



【本リーフレットに係る問い合わせ先】

長野県教育委員会事務局特別支援教育課指導係 電話番号 026-235-7456
E-mail tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp

【参考1：教育相談先】各特別支援学校では、特別支援教育に係る様々な相談に対応しています。

【参考2：参考資料等】※4～7)は、長野県教育委員会による

- 1) 国立特別支援教育総合研究所 インクルーシブ教育システム構築支援データベース
[<http://inclusive.nise.go.jp/>] ※合理的配慮の事例等について
- 2) 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
[http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/houkoku/1321667.htm]
- 3) 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
[http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1364725.htm]
- 4) 教育支援ハンドブック（平成27年3月）※新たな就学相談（教育支援）について
[<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/tokubetsu-shien/tokubetsushien/kyouikushien.html>]
- 5) 発達障害児等を支える指導・支援事例集（平成24年3月）※具体的な支援の事例について
[<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/tokubetsu-shien/tokubetsushien/tokubetsushien/jireshu.html>]
- 6) 特別支援教育コーディネーターハンドブック（平成25年3月）※校内支援体制の構築について
[<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/tokubetsu-shien/tokubetsushien/handbook.html>]
- 7) 信州“Basic”～授業づくりのポイント～
[<http://www.edu-ctr.pref.nagano.jp/kjouhou/sinsyubasic/basic.pdf>]

今こそ、
通常の学級における
特別支援教育の充実を
～「障害者差別解消法」の施行を受けて～

県教育委員会では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行を受け、各学校現場で、この法について理解を深めてほしいと考えています。

そして、発達障がい等により、特別な教育的ニーズのある子どもを含め、すべての子どもが輝き、共に学び共に育つ学校を目指し、これまで推進してきた通常の学級における特別支援教育をさらに充実したいと考え、このリーフレットを作成しました。



○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）とは？

目的
全ての国民が障害の有無によって
分け隔てられることなく、
相互に人格と個性を尊重し合いながら
共生する社会の実現

差別的取り扱いの禁止	
国・地方公共団体等 民間事業者	法的義務
合理的配慮の不提供の禁止	
国・地方公共団体等	法的義務
民間事業者	努力義務

平成25年に制定され、平成28年4月に施行されました。

○学校教育における「合理的配慮」とは？

- ◇ 障がいのある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
- ◇ 障がいのある子どもたちに対し、その状況に応じて、個別に必要なとされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの
- ◇ 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」に示されている、「学校における合理的配慮の観点」（3観点11項目）により、これまで各学校において行ってきた個別の配慮を整理するとともに、その子にとって必要な配慮は何か具体的にしていって加えていくことが大切です。

※ 学校としてできることは何か、考えてみましょう。